

名古屋港管理組合公報

平成27年 6月15日
(月曜日)
第 560 号

目次	頁
○名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例	1
○平成27年度名古屋港管理組合予算の要領	3
○港湾施設の使用停止	10
○石井芳樹ほか	11

条 例

名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十七年六月十五日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合情報公開条例及び名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。
第七条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第六号ホ中「国若しくは」を削る。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二号八中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第八号ホ中「国若しくは」を削る。

第四十八条各号列記以外の部分中「保有個人情報」を「個人情報」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第十一項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第五十二条第一項に規定する個人情報
- 二 統計法第二十四条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十七年六月十五日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合行政手続条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合行政手続条例(平成七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第五章 届出(第三十六条)」を「第五章 処分等の求め(第三十七条) 第六章 届出(第三十八条)」

に、「第六章」を「第七章」に、「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改め、同条第二号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十二条中「この条」を「この条及び次条第二項」に、「含む。」を「含む。同項において同じ。」に改める。

第三十三条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、名古屋港管理組合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十七条を第三十九条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第三十六条を第三十八条とし、同章を第六章とする。

第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした名古屋港管理組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 1 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 2 当該行政指導の内容
- 3 当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- 4 前号の条項に規定する要件
- 5 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 6 その他参考となる事項

3 当該名古屋港管理組合の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

(処分等の求め)

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する名古屋港管理組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 1 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 2 法令に違反する事実の内容
- 3 当該処分又は行政指導の内容
- 4 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項
- 5 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 6 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は名古屋港管理組合の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第20号

平成27年 6月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成27年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成27年 6月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成27年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成27年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,520,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,571,216 ^{千円}
	1 負担金	9,571,216
2 使用料及び手数料		5,429,629
	1 使用料	5,429,619
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,220,800
	1 国庫負担金	1,220,800
4 財産収入		6,218,293
	1 財産運用収入	6,218,273
	2 財産売却収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		162,447
	1 他会計繰入金	162,447
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		2,198,605
	1 延滞金、加算金及び過料	610
	2 預金利子	1,750
	3 受託事業収入	238,300
	4 貸付金元利収入	1,770,125
	5 特定施設整備収入	28,439
	6 雑収入	159,381
9 組合債		3,319,000
	1 組合債	3,319,000
歳 入	合 計	28,520,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		154,059 ^{千円}
	1 議 会 費	154,059
2 総 務 費		2,457,715
	1 総 務 管 理 費	2,391,542
	2 監 査 委 員 費	66,173
3 企 画 調 整 費		1,112,405
	1 企 画 調 整 管 理 費	890,450
	2 調 査 費	221,955
4 港 営 費		2,448,290
	1 港 営 管 理 費	1,441,667
	2 運 営 費	1,006,623
5 建 設 費		10,403,531
	1 建 設 管 理 費	1,448,389
	2 整 備 費	8,955,142
6 公 債 費		11,914,000
	1 公 債 費	11,914,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	28,520,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基本計画調査費	平成28年度	26,600 ^{千円}
金城ふ頭埋立調査費	平成28年度	8,400
中川口通船門整備費	平成28年度	83,000
金城ふ頭埋立整備費	平成28年度	25,000
港内維持しゅんせつ費	平成28年度	408,000
港内橋梁補修費	平成28年度	158,000
中川口通船門補修費	平成28年度	5,000
金城ふ頭施設撤去費	平成28年度	140,000
飛島ふ頭施設撤去費	平成28年度	132,000
堀川口防潮水門整備費	平成28年度	186,000
堀川口防潮水門補修費	平成28年度	32,000

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	3,107,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	212,000			
計	3,319,000			

平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		60,800 ^{千円}
	1 財 産 収 入	408
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	60,372
2 海事文化振興基金収入		17,200
	1 財 産 収 入	180
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	9,000
	5 繰 入 金	8,000
3 環境振興基金収入		93,300
	1 財 産 収 入	185
	2 寄 附 金	20
	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	93,075
歳 入	合 計	171,300

歳 出

款	項	金 額
1 水族館振興基金		60,800 ^{千円}
	1 積 立 金	428
	2 繰 出 金	60,372
2 海事文化振興基金		17,200
	1 積 立 金	8,200
	2 繰 出 金	9,000
3 環境振興基金		93,300
	1 積 立 金	225
	2 繰 出 金	93,075
歳 出	合 計	171,300

平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積	平方メートル 91,093
		専用使用許可面積	平方メートル 39,186
	貯 木 場 8 か所	一般使用許可面積	平方メートル 503,450
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷 役 機 械 8 基	貸 付 数	基 8
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋整備工事	千円 143,779

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	1,875,000千円
第1項	営業収益	1,741,593千円
第2項	営業外収益	125,544千円
第3項	特別利益	7,863千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	2,128,000千円
第1項	営業費用	1,771,026千円
第2項	営業外費用	74,390千円
第3項	特別損失	272,584千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,980千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000千円及び過年度分損益勘定留保資金41,980千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	1,020千円
第1項	固定資産売却代金	1,000千円
第2項	寄附金	10千円
第3項	その他資本的収入	10千円
	支 出	
第1款	資本的支出	45,000千円
第1項	建設改良費	43,800千円
第2項	固定資産購入費	1,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上屋整備費	平成28年度	18,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	363,744千円
-----------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	258,000立方メートル
用地整備	給水管 470メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋立事業	収益	407,000千円
第1項	営業	外収益	406,970千円
第2項	特別	利益	30千円
		支 出	
第1款	埋立事業	費用	471,000千円
第1項	営業	費用	393,508千円
第2項	営業	外費用	22,881千円
第3項	特別	損失	44,611千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	資本的	収入	1,304,000千円	
第1項	雑	収入	433,505千円	
第2項	貸付金	返還金	70,615千円	
第3項	投資有価証券	償還金	799,880千円	
		支 出		
第1款	資本的	支出	1,038,000千円	
第1項	南部地区	埋立事業	費用	19,400千円
第2項	西部地区	埋立事業	費用	774,300千円
第3項	南5区	埋立事業	費用	54,600千円
第4項	総	係	費用	147,889千円
第5項	雑	支	出	41,811千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	平成28年度	13,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	327,537千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第21号

次の港湾施設は、平成27年 6月15日から当分の間、使用を停止する。

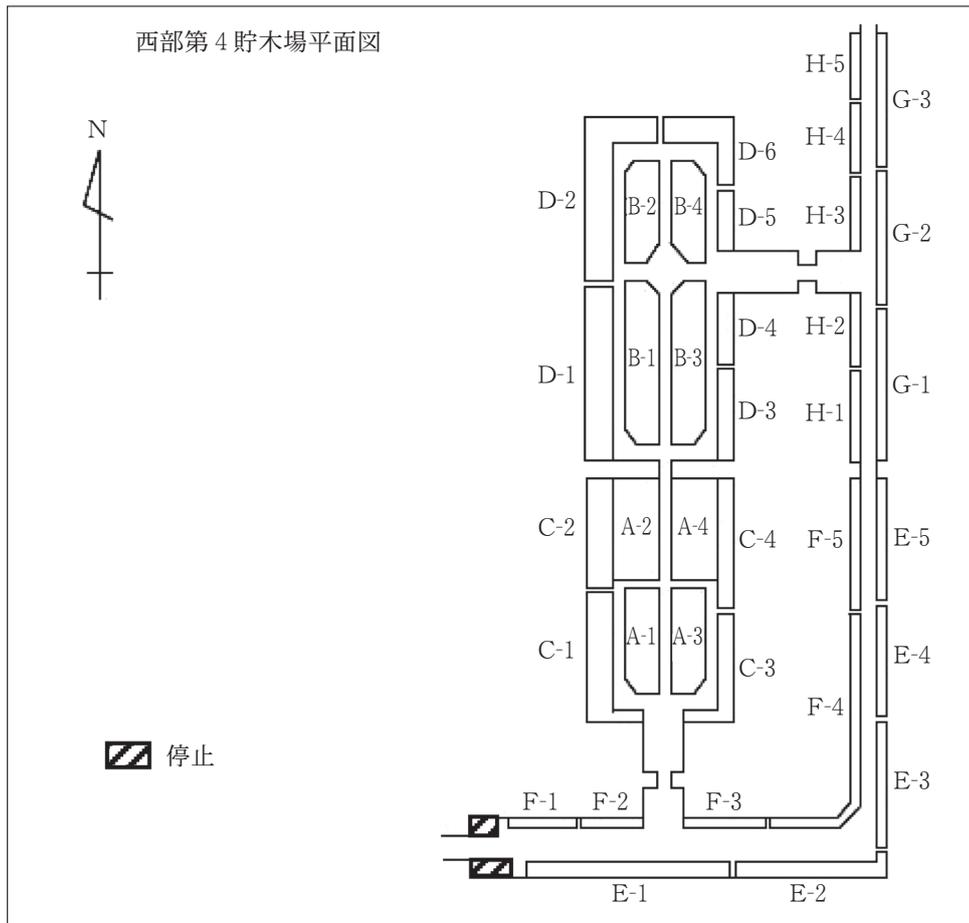
平成27年 6月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 貯木場

名 称	使用区分	位 置	停止面積	備 考
西部第4貯木場	専用使用	木場金岡ふ頭内	平方メートル 1,357 (図による)	水面貯木場

図 (西部第4貯木場)



備考

アルファベットとアラビア数字の組合せは、貯木水域を示す。貯木水域以外の水域は、水路である。

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合監査委員		石 井 芳 樹 (6月9日)
名古屋港管理組合監査委員		西 川 洋 二 (6月11日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合